ニ　適用インターチェンジ

高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の門司インターチェンジから鹿児島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線のえびのインターチェンジから宮崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道九州横断自動車長崎大分線の長崎インターチェンジから大分米良インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道東九州自動車道の北九州ジャンクションからみやこ豊津までの間の各インターチェンジ（ただし、行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの間の各インターチェンジについては、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、大分米良インターチェンジから佐伯インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、門川インターチェンジから清武インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び末吉財部インターチェンジから隼人東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道３号（南九州西回り自動車道（八代日奈久道路））の八代ジャンクションから日奈久インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道３号（南九州西回り自動車道（市来～鹿児島西））の市来インターチェンジから鹿児島西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道10号（椎田道路）のみやこ豊津インターチェンジから椎田南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道10号（宇佐別府道路）の宇佐インターチェンジから速見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道10号（日出バイパス）、一般国道10号（延岡南道路）、一般国道10号（隼人道路）の隼人東インターチェンジから加治木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道34号（長崎バイパス）、一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））の武雄南インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））。

ホ　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

１．［２］⑵⑳のうち、「なお、平成26年３月14日（号外第53号）掲載の高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告は、引き続き効力を有するものとする。」を削除する。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳（自称、山口一）、推定年齢50歳～70歳位の男性、身長160㎝、体格普通、頭髪は黒色、Ｔシャツ、半袖ズボン、黒のスウェットを着用

上記の者は、平成26年５月20日午後９時40分、川口市南鳩ヶ谷五丁目14番９号２－２寄宿舎自室内にて同じ部屋に居住する同僚によって死亡した状態で発見されました。死亡推定時刻は平成26年５月20日午前９時で、発見者の証言や状況から判断して、第三者の介在はなく、死因は虚血性心疾患による病死と思われます。

遺体は火葬に付し、遺骨は当市に保管してあります。心当たりの方は川口市役所生活福祉２課まで申し出てください。

平成26年９月19日

埼玉県　　川口市長　奥ノ木信夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の男性、年齢50歳～70歳位、やせ形、白髪混じりの黒色短髪、右下腹部に手術痕、着衣は、紺色ヤッケズボン、トランクス、所持品は、現金17円、長袖シャツ１枚、作業着ズボン、ウィンドブレーカー、カッパ、ヤッケズボン、リュックサック、手袋、ベルト、半袖Ｔシャツ、紺色ヤッケ上下、トランクス、小銭入れ、ライター、靴下、長靴、腕時計、眼鏡

上記の者は、平成26年８月23日午前６時５分頃、大阪府羽曳野市川向２番地の１西名阪自動車道高架下で発見された。死亡は、平成26年８月18日頃（推定）、発見場所に同じ。死因は虚血性心疾患。遺体は、市が火葬に付し、遺骨は大阪市立瓜破斎場にて保管しています。心当たりの方は、市福祉総務課まで申し出て下さい。

平成26年９月19日

大阪府　　羽曳野市長　北川　嗣雄

公示送達

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による富山高岡広域都市計画事業山室第２土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。なお、別紙明細図及び換地図は掲載を省略し、それらを富山市秋吉118番地所在の掲示板に提示する。

平成26年９月19日

富山高岡広域都市計画事業
山室第２土地区画整理事業
施行者　富山市
代表者　富山市長　森　　雅志

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

⑴　富山市秋吉480番地の３　加藤元生
⑵　富山市秋吉78番地　喜多野岩太郎
⑶　富山市秋吉309番地　坂井達二
⑷　富山市秋吉19番地　勢濃亀次郎
⑸　住所不明　勢濃十太郎外16名
⑹　富山市秋吉484番地　中川勘次郎
⑺　富山市中川原372番地の７　中山澄子
⑻　富山市秋吉92番地　広瀬又四郎
⑼　富山市秋吉92番地　広瀬義信
⑽　富山市公文名26番地　森チヨ
⑾　富山市秋吉294番地　矢合健太郎
⑿　住所不明　矢合助市郎
⒀　富山市秋吉13番地の２　山川通義
⒁　住所不明　金子政次郎
⒂　住所不明　成田平四郎
⒃　住所不明　山本五平
⒄　住所不明　金子佐五右エ門
⒅　住所不明　小川伝石エ門
⒆　住所不明　喜多野庄兵衛
⒇　住所不明　矢合安兵衛
㉑　富山市秋吉５番地　秋濃久信
㉒　富山市秋吉28番地　勢濃文之
㉓　富山市秋吉244番地　矢合安平
㉔　富山市秋吉19番地　勢濃勇一
㉕　住所不明　寺田忠兵工
㉖　住所不明　中川儀兵工
㉗　住所不明　大田久兵工
㉘　住所不明　寺田権作
㉙　住所不明　本多七之助
㉚　住所不明　金部清藏
㉛　住所不明　吉野六平
㉜　住所不明　谷井権治
㉝　住所不明　天野由太郎
㉞　住所不明　吉田七兵工
㉟　住所不明　中川儀三郎
㊱　住所不明　本多與七
㊲　住所不明　高田吉兵衛
㊳　住所不明　花田源兵工
㊴　住所不明　寺田忠兵衛
㊵　富山市秋吉79番地　喜多野幸助
㊶　住所不明　矢合長助
㊷　住所不明　坂井三平
㊸　住所不明　中川太七郎
㊹　住所不明　矢合善九郎
㊺　住所不明　谷尾四郎兵衛
㊻　住所不明　角池菊次郎
㊼　富山市山室265番地４　勢濃修一
㊽　富山市秋吉27番地の８　五十嵐謙吾
㊾　富山市神通本町二丁目１番15号　池上明
㊿　富山市天正寺229番地の２　石黒光直
(51)　富山市秋吉299番地の11　川上ハツ枝
(52)　富山市中島三丁目６番37号　澤田勃市
(53)　富山市太郎丸本町二丁目８番地５　高島美智子
(54)　富山市中川原344番地３　塩崎外明
(55)　富山市秋吉274番地１　中山静子
(56)　富山市秋吉14番地の３　福村義信
(57)　富山市秋吉367番地　森井竜一
(58)　富山市秋吉92番地　矢合正則
(59)　富山市秋吉219番地の10　山口靖子
(60)　富山市天正寺26番地２　山田喜代美

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、富山高岡広域都市計画事業山室第２土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細図及び換地図のとおり、換地処分通知をします。

教示

この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に富山県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、この処分の通知を知った日の翌日から起算して60日以内に富山県知事に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。